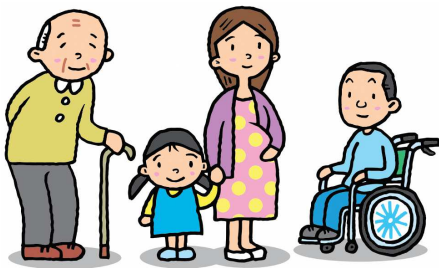


岡山県地区防災計画等作成推進協議会  
第1回里庄町殿迫地区部会

# 避難行動要支援者と 個別避難計画



日時 令和4年7月3日(日) 15:00~15:20  
会場 里庄町福祉会館大ホール  
(浅口郡里庄町大字里見1107-2)

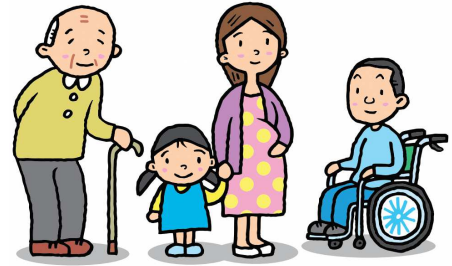


ノートルダム清心女子大学  
人間生活学部 中井 俊雄

## 自己紹介

- ノートルダム清心女子大学 人間生活学部人間生活学科 (社会福祉学研究室) (R2~)
- 総社市社会福祉協議会 (H5~R2)
  - 地域活動支援センター長・障がい者基幹相談支援センター長・障がい者千人雇用センター長・総社市権利擁護センター長・総社市生活困窮支援センター長・ひきこもり支援センター長などを経て事務局次長
- 日本福祉大学 社会福祉学部 卒業 (H5) ・岡山大学大学院社会文化科学研究科修了 (H26)
- 日本福祉大学大学院 福祉社会開発研究科 社会福祉学専攻博士課程入学 (R4)
- 認定社会福祉士 (地域社会・多文化分野) ・精神保健福祉士など
- 日本社会福祉士会
  - 生活困窮者支援委員会委員 (H27~)
  - 地域共生WG委員 (H29) ・中核機関の先駆的取組調査研究事業WG委員 (R1)
  - 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携のあり方についての調査研究委員 (R2)
- KHJ全国ひきこもり家族会連合会
  - ひきこもりの理解促進と支援体制の充実活性化のための人材育成に関する事業体制構築委員 (R3)
- 岡山市権利擁護センター運営委員会委員・尾道市地域共生包括化推進会議委員長
- 総社市権利擁護センター運営委員会委員・支援検討委員会委員長・ひきこもり支援等検討委員会委員、生活困窮支援センター協議会委員など





## 過去の災害から ～長野県神城断層地震 H26.11.22～

3

### 2014.11.22 長野県北部地震と「白馬の奇跡」

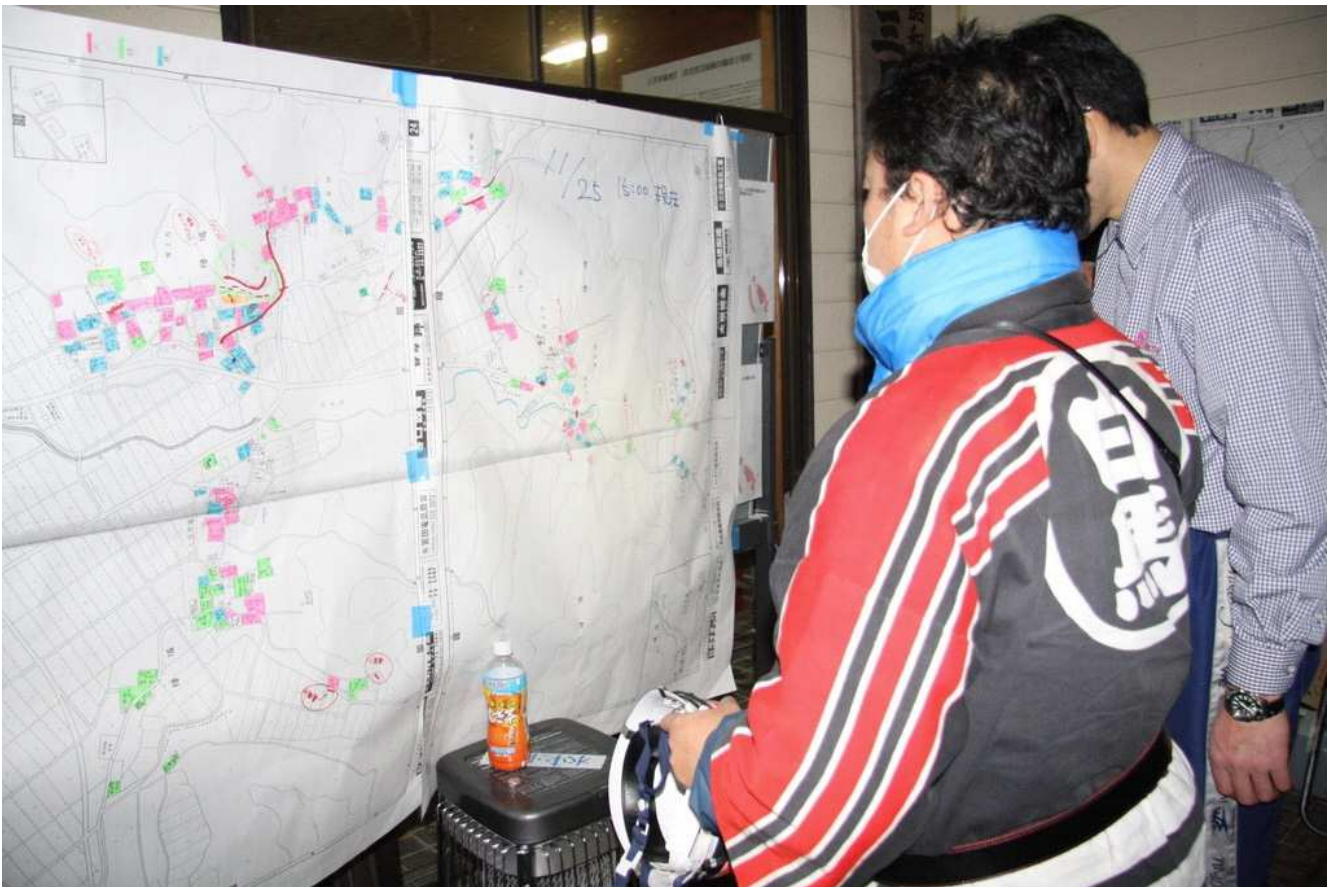
- 2014年11月22日午後10時8分ごろに発生した「長野県神城断層地震」では、長野県白馬村の一部の集落に住宅被害が集中した。全壊50棟、半壊91棟、一部損壊1426棟に及んだが、**一人の死者も出していない**対応は防災モデルケースとして注目
- 白馬村堀之内地区では、**住民26人が崩れた建物の下敷き**になったが、**近隣住民によって全員救助**された。**住民は迷うことなく1時間ほどで41世帯118人の安否を確認**
- 高いコミュニティ意識と強い結び付きに加え、白馬村では4年前から「**住民支え合いマップ**」を作成してきており、災害時の自力避難が困難な高齢者や障がい者の住宅を地図に落とし込み、**誰が手助けするかを決めて地域住民で共有**しており、今回の地震でも安否確認や救助、支援が機敏に行われた
- 「マップの作成や更新を通じ、誰がどこにいるかお互いにわかっている、普段から声をかけ合う。何かあったときも『あの家にはお年寄りがいる』『あの家には何人住んでいる』と、明快な指示が可能。そうした**備えが死者ゼロにつながった**」白馬村社協の山岸事務局長（当時）

4



出典：2014年神城断層地震震災アーカイブ

5



出典：2014年神城断層地震震災アーカイブ

6



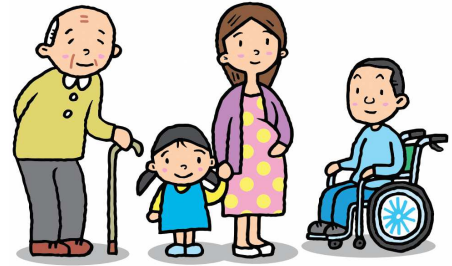
出典：2014年神城断層地震震災アーカイブ

7



出典：2014年神城断層地震震災アーカイブ

8



## 個別避難計画の作成の流れ

### 災害時、配慮が必要な方々をどう守るか

- 地震、台風、豪雨災害が続いています。災害が起きるたびに、障害者や高齢者、中でも要介護高齢者や独居高齢・障害者の方々が多く犠牲になっています。
- **2011年の東日本大震災**では、**死亡者の6割が高齢者、障害者 死亡率は2倍**、多くの自治体職員（288人）、消防団員（254人）、民生委員（56名）、福祉施設職員（86名）も死亡。また3,775名の震災関連死（89%が高齢者、移動や避難所・車中泊等で衰弱）と、様々な対策の遅れや課題が明らかになった。
- **2018年西日本豪雨災害**で倉敷市真備町の死者51人の内、**45人（88.2%）が65才以上**。その内、自宅で亡くなった方は44人、**要介護・要支援者が死者全体の36.5%（19人）、身体障害者が死者全体の23.1%（12人）**と、同様の課題が積み残されたまま。
- これらの理由として、要支援者は得てして、**体力がない、判断が困難、地域とのつながりが弱く孤立している**ことが指摘されているが、それにもまして**平時の福祉サービスの対応と、災害発生時の対応が繋がっていなかった**ことが挙げられます。
- 毎年のように人命に関わる自然災害が発生しています。同じことを繰り返さないために、どうしたらよいでしょうか？

# 個別避難計画

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）

## （個別避難計画の作成）【新設】

- 第49条の14 **市町村長は**、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該**避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画**（以下「個別避難計画」という。）を**作成するよう努めなければならない**。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の**同意が得られない場合**は、この限りでない。
- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する**同意を得ようとするとき**は、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第2項又は第3項の規定による同条第1項に規定する個別避難計画**情報の提供**に係る事項について**説明しなければならない**。
- 3 **個別避難計画には**、第49条の10第2項第1号から第6号までに掲げる事項（**氏名・生年月日・性別・住所・連絡先・避難支援等を必要とする事由**）のほか、避難行動要支援者に関する**次に掲げる事項を記載**し、又は記録するものとする。
- 1 **避難支援等実施者**（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第2項において同じ。）の**氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先**
  - 2 避難施設その他の**避難場所**及び避難路その他の**避難経路**に関する事項
  - 3 前2号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
  - 4 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
  - 5 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

11

## 個別避難計画の作成手順

作成の優先度が高いと判断⇒市町村が支援し個別避難計画を作成

対応の流れ

（一例）

- 【Step1】 庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討（共通）
  - ・ 福祉や医療関係者等の参画を得て、取組を推進するための連絡会議等を開催することが望ましい
- 【Step2】 計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定（共通）
- 【Step3】 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明
- 【Step4】 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明
- 【Step5】 市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等
- 【Step6】 市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成
  - ・ 福祉や医療関係者等が当事者と避難についての対話、意見交換する
  - ・ 関係者が一堂に会する地域調整会議を開催することが望ましい
  - ・ 本人の心身の状況等によっては、本人宅で情報共有、調整を行うことも考えられる
- 【Step7】 作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施
  - ・ 避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施

## ステップ1 推進体制の構築

### 避難行動要支援者連絡会議（仮称）の設置

- 設置目的  
避難行動要支援者への個別避難計画の作成推進と進捗管理，総合調整など
- 設置主体  
市町村
- 参加機関  
市町村関係部局（防災担当，保健・福祉担当，まちづくり担当，教育委員会など），自治会，自主防災組織，消防団，民生委員・児童委員，（地区）社協，居宅介護支援事業所，相談支援事業所，地域包括支援センター，訪問看護事業所，福祉施設・事業所，障害者自立支援協議会等
- 取り組み  
計画作成対象者の検討・選定（モデル地区選定、作成当事者のリスク層の区分）  
当事者・地域住民を対象とする個別避難計画への理解促進等の研修  
進捗管理  
関係機関との連絡調整  
WGなどを設置して，領域別の協議 など

13

## ステップ2 地域調整会議と対象者等の選定

### 個別避難計画の実施に関係する者が参加する会議（地域調整会議）

- 地域の実情に応じて，本人と家族，福祉専門職，社協，民生委員，支援者，自主防災組織，自治会，その他の関係者

#### 対象者の選定〈優先度の考え方〉

- ① 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）
  - 河川：浸水想定区域など
  - 海岸・河川沿い：津波災害特別警戒区域など
  - 傾斜地：土砂災害特別警戒区域など 等
- ② 対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
  - 重度の要介護や障がいのある者、人工呼吸器使用者等、自力での判断や避難が困難な者
- ③ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況
  - 避難支援者が側にいない

作成に際しては、要介護度3～5の高齢者、身体障害者手帳1級・2級等を所持する身体障害者や重度以上と判定された知的障害者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと地方公共団体が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、改正法施行後からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただきたい。

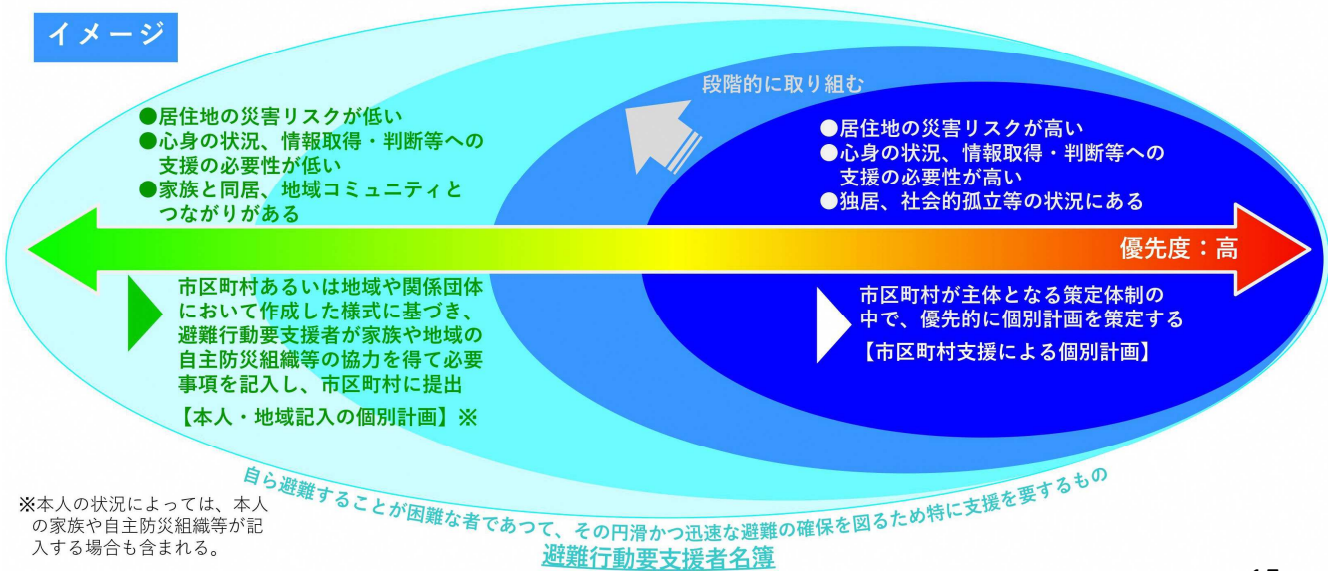
14

## 優先度を踏まえた個別計画の策定

- 個別計画は、優先度が高い者から策定することが適当であり、市区町村が必要に応じて策定の優先度を判断する際には、次のようなことが挙げられる。
  - ・ 地域におけるハザードの状況（※）
  - ・ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
  - ・ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況
- 他方、各市区町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が策定されるようにするためには、市区町村が策定する個別計画として、①市区町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、②本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画（本人・地域記入の個別計画）づくりを進めることが適当である。

※浸水想定区域（水防法）、津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくり法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、噴火に伴う火山現象による影響範囲（活動火山対策特別措置法（基本編）に基づく火山災害警戒区域）等

### イメージ



令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）（令和2年12月24日公表）より

15

### 個別避難計画の作成手順

## ステップ3 福祉・医療関係者への説明(研修)

- ・ これまでの**福祉**は、要介護者等へ介護保険制度や障害者総合支援法により、専門職がケアプランを作成し、福祉サービスを提供していた



- ・ これまでの**防災**は、避難行動要支援者へ災害対策基本法により、自主防災組織が名簿を作成し、災害が発生したら避難情報等を伝えられるよう備えていた



- ・ これからは、**福祉**と**防災**が**一体**となって、避難行動要支援者へ避難のための**個別支援計画**を作成し、避難訓練等を通じて住民の防災意識を高め、「**誰一人取り残さない避難**」を実現する

16



## ステップ4 地区住民への説明

- ・ 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明
- ・ 個別避難計画は「避難支援等関係者に平時から／災害時にも提供できる」ことを説明



17

## ステップ5 専門家によるアセスメント

### 本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等

- ・ 避難行動要支援者名簿等に基づき必要な基礎情報を確認する
- ・ 避難支援等実施者の候補者に協力を打診する
- ・ 避難先候補施設の管理者等に避難の受入れが可能かどうか確認する



18

# 個別避難計画の作成手順 ステップ6 個別避難計画の作成

- 市町村や都道府県等が保有する情報を基に、個別避難計画に必要な情報を記入する
- 避難行動要支援者に制度の概要や記載事項等を説明し、計画作成に同意か確認する
- 避難行動要支援者本人の意向を確認する：「避難先」や「避難支援等実施者」等について
- 避難行動要支援者に個別避難計画情報の平常時の外部提供について同意か確認する
- 避難行動要支援者に個別避難計画（素案）の訂正、追記等を依頼する
- 福祉や医療関係者等が当事者と避難についての対話、意見交換する
- 関係者が一堂に会する地域調整会議を開催することが望ましい
- 本人の心身の状況等によっては、本人宅で情報共有、調整を行うことも考えられる
- 本人の意向を踏まえ、地域の関係者や施設管理者等と調整や検討を行う
- 必要事項を記入した個別避難計画を本人に確認してもらう
- 個別避難計画の作成完了

## わが家の避難計画

### 「マイ・タイムライン（自分の命は自分で守る）」

町からの避難情報は（命を守る行動をはじめ）合図です！

【マイ・タイムライン】は、台風の接近など大雨が予想されるに、自分自身とるべき標準的な防災行動計画です。台風による風水害や土砂災害に備え、日頃から「あなたの命を守る行動」を確認しておきましょう。

**事前確認しておく情報**

- 自分の地域を知る
- 指定緊急避難場所（洪水ハザードマップ等）をもとに自分の住んでいる地域のハザード（洪水、土砂災害等）を確認する。
- 避難行動要支援者（家族）の状況を確認する。
- 家族情報、決まり事
- 避難する際の行動は？（完了したら印を入れよう！）
- 避難する際の状況、気象情報に注意する
- 避難所（指定緊急避難場所）を確認する
- 避難所への避難を開始する！！
- 命を守る！
- 避難所の避難経路が危険だと自ら判断した場合は、命を守るために高い場所へ移動する。

**あなたの行動**

- あなたの住んでいる地域の危険は？
- あなたの家族に、避難の準備を必要とする方はいますか？
- 住んでいる電所の洪水浸水深は？
- 家族情報、決まり事
- 避難する際の行動は？（完了したら印を入れよう！）
- 避難する際の状況、気象情報に注意する
- 避難所（指定緊急避難場所）を確認する
- 避難所への避難を開始する！！
- 命を守る！
- 避難所の避難経路が危険だと自ら判断した場合は、命を守るために高い場所へ移動する。

**避難準備**

- 避難準備の可能性がある
- 避難所までの準備を確認する
- 避難準備の確認状況を確認する
- 避難所への避難を開始する！！
- 命を守る！
- 避難所の避難経路が危険だと自ら判断した場合は、命を守るために高い場所へ移動する。

**避難中**

- 避難中に注意すること
- 避難所での行動を確認する
- 避難所への避難を開始する！！
- 命を守る！
- 避難所の避難経路が危険だと自ら判断した場合は、命を守るために高い場所へ移動する。

**避難後**

- 避難後の確認を確認する
- 避難所からの帰宅を確認する
- 避難所への避難を開始する！！
- 命を守る！
- 避難所の避難経路が危険だと自ら判断した場合は、命を守るために高い場所へ移動する。

## 里庄町防災マップ

令和3年3月発行

地区別避難場所No.03誘導消防団

指定緊急避難場所

指定避難所

消防機庫

防災関連施設連絡先

緊急連絡先

凡例

緊急連絡先

消防機庫

防災関連施設連絡先

指定緊急避難場所

指定避難所

# 里庄町

# 防災

## ハンドブック



**わが家の避難場所はここです**

**緊急連絡先**

火事・救急 **119** 番

警察 **110** 番

各家族で話し合ってお互いに記入してください。

里庄町 総務課  
TEL.0865-64-3111  
FAX.0865-64-3618  
<https://www.town.satosho.okayama.jp/life/1/5/>



あなたの緊急連絡先を記入しておきましょう。

# 今できる、災害への備え！

## 地域の危険度を知ろう

いざというときに安全な場所に避難することが重要です。

ハザードマップで家の周りの地形や地質、川や崖地など危険な場所、過去の災害とその対策について家族で確認しておきましょう。



## 非常持出品の用意

避難所で2～3日間過ごすときに必要な備蓄品

非常持出品は、災害の危険が迫り自宅から避難するとき、最初に持ち出すものです。非常持出品などにまとめて、すぐに持ち出せる場所に用意しておきましょう。



## 非常備蓄品を揃えよう

自宅で7日間過ごすときに必要な備蓄品

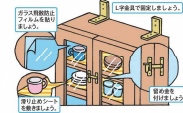
大災害発生時、支援物資がすぐに届くとは限りません。コンビニなどのお店にも人が殺到し、商品がすぐなくなる可能性もあります。電気、水道、ガスといったライフラインは、大災害発生直後は停止し、利用できなくなることを覚悟しておきましょう。



## 家具・家電の転倒防止

避難経路をふさがないように、出入り口の近くに物を置かない。

転倒しても避難経路をふさがない置き方をし、壁に固定する。ガラスには飛散防止フィルムを貼っておきましょう。



## 住まいへの備え

日常から住まいの点検を定期的に行いましょう。

台風・風水害に備えて、早めに住まいやその周辺の整備・点検をしましょう。



## 家族で話し合おう

災害はいつ襲ってくるかわかりません。

災害の発生に備え、各自の役割分担や連絡方法、避難方法、避難場所などをあらかじめ話し合っておきましょう。



## 非常持出品例

避難に備えて、すぐに持ち出せるように準備しておきましょう。

- 懐中電灯 (予備の電池も)
- 携帯ラジオ (予備の電池も)
- 携帯電話・スマートフォン (予備のバッテリーも)
- ヘルメットまたは防災ずきん
- 非常食  
乾パンや缶詰のように火を通さずに食べられるもの。  
最近では手軽に作れておいしい各種の非常食が市販されている。
- 飲料水  
ペットボトルのミネラルウォーターなど
- 救急薬品・常備薬  
○消毒薬 ○解熱剤 ○胃腸薬 ○かぜ薬 ○鎮痛剤 ○目薬 ○体温計 ○ばんそうこう  
○ガーゼ ○包帯 ○三角巾 ○マスク など。持病のある人は常備薬も忘れずに
- 衛生用品  
○せっけん ○ティッシュ ○生理用品 ○こどものおむつ ○ドライシャンプー など
- 貴重品  
○現金 ○預貯金通帳 ○健康保険証 ○免許証 ○印章 など
- 衣類  
○上着 ○下着 ○靴下 ○軍手 ○雨具 ○ハンカチ ○タオル など
- 生活用品  
○ライター (マッチ) ○缶切り ○ビニール袋 ○ブルーシート など
- その他  
○紙コップ ○紙皿 ○ラップ・アルミホイル ○ろうそく ○ひも ○ロープ ○フェルトペン  
○新聞紙 ○筆記用具 ○メモ帳 など





23



24



25



26



27

個別避難計画の作成手順

## ステップ7 継続的取り組み


### 作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施

- 避難支援等関係者に個別避難計画情報（避難支援等実施者・避難先等）を提供する
- 避難支援等関係者への計画の提供、**更新**、本人の状況等に応じた**訓練の実施等**を継続的に実施
- 自主防災組織や福祉専門職など関係者と**連携**した取組が期待される

参考：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針  
平成25年8月（令和3年5月改定）内閣府（防災担当）

28

## 個別避難計画**作成の意義**

- 避難のための個別計画ですから、避難行動要支援者名簿の情報だけでは**不十分**です。どのような情報が必要でしょうか？
  - **ふだんの暮らし**（医療・福祉サービス，家族構成，交友関係…）の把握
  - **本人の能力**（できること・できないこと・得意なこと・苦手なこと…）
  - お住まいの住所の**災害リスク**
  - 避難場所等までの**経路**，避難**手段**（人・物…）
  - 避難場所等での配慮事項等
- 上記の情報を本人と福祉専門職，地域で共有することで，ふだんの**交流が広がる**  

- 地域コミュニティの中で「**記録**」から「**記憶**」へ**変化**させることで，「**行動**」へつながる

29

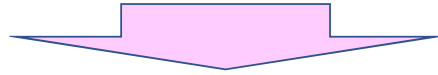
## みんなで一緒に逃げる 逃げ遅れゼロを目指して

- もしも**今！**災害がおこったら…
- 自分・家族・近所・知人・支援者は大丈夫でしょうか？
- いつ起こるか**わからない**のが災害です
- 支援を**受ける人の立場に立って**考えてみましょう
- 支援を受ける人たちの**発する言葉**を鵜呑みにして大丈夫？
- 助けられることを**ためらう気持ち**もわかりますよね
- **後悔しない**声掛けや支援を考えませんか？
- **事前に**今から**出来ること**はしておきませんか？
- **普段交流のない人**と一緒に行動できますか？
- いざという時だけの**関係**って可能でしょうか？
- まずは周りの人と話してみませんか？

30

# 個別避難計画策定を通じた地域づくり

- 個別避難計画が市町村の**努力義務化**されたことに伴い、市町村でその取り組みが急がれるところですが、「**法律が変わったから、住民の皆さん個別避難計画をすぐ作ってください。実績が必要なので、完成したら報告してください**」と、住民に仕事を降ろせば良いというものではありません。「とりあえず近隣の支援者の名前を入れておけばいいんじゃない」と、作業的に作成するようなものでもありません



- 個別避難計画を「**とにかく形式的に完成させればよい**」では、絵に描いた餅になってしまいます。発災時に命を守ることはできません！
- 災害時、真に有効な計画として機能するためには、**住民が主役**となり、**主体意識**をもって、**学び、気づきを得ながら**作成する必要があります
- **近隣住民に機械的に担当を割り振ればよい**というものではありません
- **本人と支援者の人間関係形成が前提**となります。そうした環境づくり、地域づくり、人づくりなどにも**専門職が関わり、繋いだり・気づいたり・学んだりする支援**をしていくことが期待されます

31

## 個別避難計画

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）

### （個別避難計画情報の利用及び提供）【新設】

第49条の15 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、**災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で**、地域防災計画の定めるところにより、**避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する**ものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る**避難行動要支援者及び避難支援等実施者**（次項、次条及び第49条の17において「避難行動要支援者等」という。）の**同意**が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の**生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき**は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画**情報を提供**することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の**同意を得ることを要しない**。
- 4 前2項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

### （個別避難計画情報を提供する場合における配慮）【新設】

第49条の16 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画**情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずる**よう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の**権利利益を保護するために必要な措置を講ずる**よう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の17 第49条の15第2項若しくは第3項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た**秘密を漏らしてはならない**。

32